

D I Y 可 能 住 宅 募 集 要 項

D I Y 可能住宅の募集

子育て・若年世帯の多様化するライフスタイルに合わせ、入居者が希望する仕様に仕上げ、住環境を整えることを可能とするD I Y可能住宅の入居者を募集します。

また、現在市営住宅において、入居者の高齢化に伴い自治会などの運営に支障が生じていることと、尼崎市における子育て・若年世帯の定住・転入を図るため、公募に支障がない市営住宅の空室を利活用し、市外県外の子育て・若年世帯も申し込み可能とします。

募集期間

令和7年6月16日（月）～令和8年3月31日（火） 随時募集

応募方法

別紙1の専用申込書に必要事項を記載の上、尼崎市役所住宅管理担当窓口（本庁北館5階）へ提出してください。令和7年6月16日（月）午前9時から受付します。

※郵送受付は行いません。

応募要件

下記①又は②の世帯でa、bに該当する世帯

①子育て世帯（中学校を卒業するまでの子と生活している世帯）

②若年世帯（夫婦合計年齢が79歳以下の世帯）

a：家賃、共益費などを必ず納め、自治会活動（清掃）に参加する

b：世帯年収が500万円以上の世帯（令和7年度課税証明書で確認）

対象住宅

別紙2のとおり、30戸を対象に募集します。

希望住宅の内覧が可能です。

D I Yとは

入居者のライフスタイルに合わせ、住居内を希望する仕様に仕上げることで住環境を整えることが可能な住宅です。

D I Y工事については、躯体に影響がない範囲において可能とします。

(例)

- ・壁、天井、床等の仕上げ材の変更
- ・設備の新設や変更（洗面化粧台、システムキッチンなどの導入）
- ・間仕切り壁の撤去による間取りの変更（3DK→2LDKなど）

※個人でのD I Yに加え、工務店等に工事を依頼することも可能です。

D I Yの流れ

①申込み

専用申込書に必要事項を記載し、住宅管理担当窓口へ申込をしていただきます。

②住宅の選定

対象住宅の中から、希望するエリアや仕様を確認し住宅を選定します。

内覧を実施し現状を確認いただきます。

③住宅の決定

住宅が決まり次第、市に行政財産使用許可申請書、収入確認用の課税証明書、現在お住まいの住宅の家賃支払証明書、D I Yの内容・期間などの情報を市へ提出頂き、市からの使用許可を受けます。

④D I Y開始

D I Y工事着工前に、当該住宅の自治会や指定管理者と顔合わせを実施し、円滑な事業実施準備を行います。

⑤D I Y工事中

工事中は、市へ定期的に書面などにより経過報告を行い、当初の計画と大きな変更がないか確認を受けます。

⑥D I Y工事完了

市へ書面などで工事完了報告を行い、概ね1ヶ月以内に入居頂くようにお願いします。

※入居後は必要に応じて市のアンケート調査等にご協力をお願いします。

使用にあたり

住宅は、市では修繕を行わず現状渡しです。

使用にあたっては、市から使用許可決定がなされて、住宅を使用する事ができ、1年毎に更新手続きが必要となります。使用期間は最長10年間です。

貸付契約ではありません。

家賃（使用料）

別紙のとおりです。

家賃は各市営住宅の最も低い本来家賃としており、毎年度見直しを行います。

住宅決定後家賃が発生しますが、DIY工事期間などを考慮し、10ヶ月間は家賃を0円とします。

保証金

保証金は徴収しません。

連帯保証人

連帯保証人が必要です。（入居者と同程度以上の収入を有する者）

退去

退去希望日の1ヶ月前までに市へ申請してください。

退去時は、残置物（家具家電など）の撤去のみを負い、原状回復は求めません。ただし、通常の使用を超える損耗や毀損などによる損傷は回復を求めます。

入居者がDIYの一環として新設した設備等は、退去時にご自身で撤去いただくことも、又所有権を市に無償譲渡してそのまま置いていくことも可能です。ただし市に譲渡される場合は、市との事前協議が必要で、有償での買取は行いません。

ご注意

- ・DIY可能住宅を住居以外の用途で使用する事は出来ません。(住民票にて確認)
- ・DIY施工にあたり建築基準法、消防法など各種法令をご確認ください。
- ・暴力団員である者(同居者を含む)は入居できません。
- ・過去に訴訟により尼崎市営住宅を明け渡した方は入居できません。
- ・過去に尼崎市営住宅に住んでおり、家賃等の滞納が残っている方は入居できません。
- ・過去に尼崎市営住宅に住んでおり、迷惑行為*があった方は入居できません。
- ・現在お住まいの賃貸住宅に家賃滞納がある方は入居できません。
- ・迷惑・不正行為や家賃滞納が発生した場合は住宅明渡しの対象となる場合があります。
- ・住宅内では、犬・猫・鳥等の飼育は認められません。
- ・水漏れ事故等に備えて、火災保険への加入をご検討ください。

※迷惑行為とは

他の入居者への精神的苦痛を与える又は畏怖させる行為、建物等を損壊する行為、生活衛生上の迷惑を及ぼす行為等。

問合せ先

尼崎市役所 都市整備局 住宅部 住宅管理担当

尼崎市東七松町一丁目23-1

電話：06-6489-6632

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前8時45分～午後5時30分)